８原第350号
令和８年10月23日

四国電力株式会社
取締役社長　社長執行役員　宮本　喜弘　様

愛媛県知事　中村　時広

「伊方発電所１号機廃止措置の第２段階への移行に関する事前協議」への了解について

貴社から、「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」に基づき、令和７年11月20日付け原子力発第25301号により事前協議のあった標記については、了解することとしたので、通知します。

また、了解に当たって、下記事項の遵守を強く求めるとともに、引き続き、本県から過去に発出した伊方発電所１、２号機廃止措置に係る要請事項を遵守し、信頼関係の源である「えひめ方式」による通報連絡体制を徹底するよう要請します。

記

１　廃止措置期間中の安全確保等について

(1) 伊方発電所１号機廃止措置の第２段階においては、管理区域内設備の解体撤去に着手するため、作業における従事者の被ばく低減対策を確実に行うとともに、放射性物質の飛散防止対策など周辺環境の保全に努めること。

(2) 県民に対し、放射線管理の状況や放射性廃棄物の管理状況について適宜情報提供を行い、透明性の確保に努めること。

２　低レベル放射性廃棄物の処理・処分等について

(1) 廃止措置で発生する低レベル放射性廃棄物が発電所へ恒久的に保管されることなく、適切に処分されるよう発生者責任の原則の下、責任を持って取り組むこと。

(2) 今後、伊方発電所で導入されるクリアランス制度について、制度の趣旨や安全性など丁寧に説明を行い、県民の理解促進に努めること。

３　廃止措置に係る知見の活用について

廃止措置技術に関わる国内外の知見や１、２号機で得られた知見を３号機の安全対策に活用するなど、発電所全体の安全性向上に努めるとともに、これらの内容については、適宜原子力安全専門部会へ報告すること。

４　人材確保・育成について

廃止措置作業を安全に実施するため、作業における従事者等に対する教育訓練の充実・強化に加え、地域の取組として、国、地元自治体、地元企業等と連携し、新技術の開発等により、知識・技術力の維持・向上を行うとともに、人材の確保・育成に取り組むこと。

５　地域振興対策について

地域貢献の観点から、地域の雇用や経済活動の活性化への協力に努めるとともに、地元に経済効果が及ぶよう地元企業との連携強化や地域産業の育成に配慮すること。